

令和6年度越境ECを活用した海外販路開拓事業（米国）業務仕様書（案）

産業労働部 営業局

この業務仕様書は、長野県（以下「甲」という）が行う令和6年度越境ECを活用した海外販路開拓事業（米国）の業務（以下「本業務」という）を委託するに当たり、本業務を受託する事業者（以下「乙」という。）を募集するため、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和6年度越境ECを活用した海外販路開拓事業（米国）業務

2 業務の目的

今後も市場規模の拡大が見込まれ、輸出初心者が比較的取り組みやすい越境ECサイトでの販売を通して、海外で販路開拓を目指す県内事業者を支援する。

3 委託契約期間

契約締結日から令和7年（2025年）3月21日（金）まで

4 業務内容

本事業は、大手越境ECサイト運営事業者が展開する米国のサイトにおいて、長野県産品（食品、工芸品等）を6か月程度販売する。また、サイト内に県産品を集めた特設ページを開設する。

（1）輸出初心者に向けた海外輸出セミナーの開催

ア これから輸出を始める県内事業者（輸出初心者）に向けて、輸出に向けた取組みの進め方や成功のためのポイント、海外（米国）の輸出に向けた手続きや注意点等についてのセミナーを開催する。合わせて越境EC事業の概要、及び出品に向けた手続き等の説明も行うこととする。

（2）米国で閲覧できる越境ECサイトにおいて県産品販売、特設ページの開設及び管理運営

ア 米国で閲覧できる越境ECサイトにおいて、県内事業者が製造する商品を販売するとともに、長野県及び県産品を紹介・販売する特設ページを開設する。なお、特設ページ及び掲載内容については、甲と協議し最終決定を行う。

イ 募集要項で定める参加事業者への応募条件については、甲と乙が協議の上、決定する。

ウ 米国で閲覧できる越境ECサイトへの参加事業者数は概ね10者程度、出品数は1者につき1または2商品とする。

エ 特設ページでの実績（売上総額、売上内訳（参加事業者名・商品名含む）、販売先、アクセス数等）、データ分析等を甲に毎月報告する。報告は翌月10日までに行う。最終月に関しては期間終了後、速やかに報告する。また、業務終了後に提出する実績報告書に事業全体の実績（売上総額・売上内訳等）を記載する。

オ 特設ページについては、乙において適宜更新を行う。

カ 米国で閲覧できる越境ECサイトでの販売期間は、6か月程度とする。

キ 本事業で掲載する商品は原則、買取方式とし、出品商品の登録、国内から米国への輸送、輸出に関する手続き、注文受付、配送に関する業務は全て乙が行い、費用は委託料の中から捻出するものとする。

(3) 参加事業者募集・商談会の開催及び出品に向けた手続き支援

- ア 参加事業者の募集は甲が行う。また、参加事業者に対して出品を希望するエントリーシート（FCPシートなど）の提出を甲から依頼し、その取りまとめは乙が行う。
- イ 提出書類の内容をもとに商談会を実施し、乙が商品選定を行う。
- ウ 商談会は、乙が設営・運営する。
- エ 選定された事業者については、乙が定期的に打ち合わせを行い、FDAの登録支援、ラベルの作成等、輸出に必要な手続きは、乙が行う。

(4) 販売促進に繋がるプロモーションの実施とデータ分析等のフィードバック

- ア 販売促進に繋がるような効果的なプロモーションを実施する。
- イ 本事業の取組から得た情報を分析し、今後の方向性等についてフィードバックを行う。

(5) その他

- ア 履行期間終了後も、継続的な販路拡大につながる取組みを実施する。

5 スケジュール

以下のとおりとする。なお、詳細日程は、甲と協議のうえ決定する。

日 程		項 目
3月	下旬	・公募型プロポーザル公告
4月	中旬	・受託事業者決定
	下旬	・セミナー参加事業者募集
5月	中旬	・セミナー開催 ・参加事業者募集
	下旬	・商談会の開催、商品選定
以降 ～2月		・出品に向けた手続き、特設ページ開設に向けた準備 ・特設ページ開設、販売、報告
3月	下旬	・実績報告書の提出

6 完了検査

- (1) 乙は、本業務の完了後に甲の検査を受けるものとする。
- (2) 乙は、検査の結果、甲から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

7 業務の実施体制

- (1) 業務全体を統括するための統括責任者を置くこと。
- (2) 統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配・確保すること。また、業務実施体制表を作成し、甲へ提出すること。提案書においては、県担当者との連絡調整の方法、打ち合わせの頻度等について明記すること。
- (3) 統括責任者は、業務執行の進捗状況を常に把握し、定期的に甲へ書面で報告すること。

8 成果品の帰属

- (1) 委託により作成された成果品に関する全ての権利は、甲に帰属する。
また、著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は乙において必要な権利処理を行うこと。
- (2) 本事業成果物等にかかる権利は、事業実施者が従前権利を有していたものを除き、甲に帰属する。また、加工及び二次利用できるものとする。なお、合理的な理由がある場合はこの限りでないが、留保される権利について、甲に無期限で使用許諾し、一切の権利行使をしないこと。
- (3) 乙は、本事業完了後、甲が指定する日までに業務完了報告書を紙媒体1部または、電子データ（PDF形式及びWord等の編集可能な形式）で甲に提出すること。

9 個人情報取得・保護・管理等

- (1) 乙は、本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- (2) 乙は、個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。
- (3) 乙は、成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

10 再委託

本委託業務を行うに当たっての再委託については、次のとおりとすること。

- (1) 乙は、本委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、甲が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
- (2) 甲により再委託が承諾されたときは、乙は再委託先に対して本委託業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

11 その他

- (1) 本委託業務の実施に要した経費は、他の事業と経理を区分すること。
- (2) 事業計画が達成できない場合、または委託契約の条件に違反した場合は、委託契約の委託料の一部または全部を返還させ、あるいは損害賠償等を求めることがあるので十分留意すること。
- (3) 本事業を実施するにあたり、法令、国・県の会計、財務規則に従った処理を行わなければならない。
- (4) 乙は、本事業の実施に当たっては、本仕様書及び提案書に従い実施するものとし、実施内容の詳細について事前に甲と協議すること。
- (5) 乙は、やむをえない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、予め甲と協議のうえ、仕様書変更の承認を得ること。本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、甲と協議すること。
- (6) 乙は、本仕様書に記載されていない事項について、甲の指示に従わなければならない。
- (7) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、協議のうえ、書面によりこれを定める。
- (8) 本事業で生じた一切の訴訟については乙の責任において対応するものとする。